

在日韓国人三世の法的地位と「一九六五年韓日協定」(一)

金 太 基

- 一 はじめに
- 二 妥結なき交渉
在日韓国人の法的地位問題の起源
在留権問題の背景
条約にいたらなかった協定案
在日韓国人の退去強制問題と日本国側の態度の変化
「在日韓人」の範囲と在日韓国・朝鮮人の北送問題
—以上本号—
- 三 韓日関係の好転と「再協議」案
在日韓国・朝鮮人の定住化と日本国政府の政策変化
妥協案としての「再協議」案
合意なき妥結
おわりに
- 四 はじめに

一九九〇年五月のノ・テウ(盧泰愚)大統領の訪日をきっかけに、「在日韓国人三世」⁽¹⁾の日本国での居住に関する法的地位問題をめぐる韓日交渉に関する記事や報道が増えつつある。約七〇万の在日韓国・朝鮮人は注意深くその推移を見守っている。

ここでいう在日韓国人三世というのは、「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する大韓民国と日本国との間の協定」(以下、「一九六五年韓日協定」)に定められている在日韓国人の法的地位を区分するため便宜的に使われている用語であり、一般的に言われている在日韓国・朝鮮人1世、2世、3世⁽²⁾という用語とは違う概念である。

現在日本国に在留している在日韓国人の日本国におけ

る法的地位（在留権や教育、社会保障、財産・職業権など）は、「一九六五年韓日協定」によって定められた。

しかし、「一九六五年韓日協定」の対象になるものは、一九四五年八月一日以前から引き続き日本国に居住している者とかれらの直系卑属として協定の効力発生の日から五年以内に日本国で出生し、引き続き日本国に居住している者（在日韓国人一世）とこの在日韓国人一世の子として協定の効力発生の日から五年を経過した後日本国で出生した者（在日韓国人二世）である。そして、在日韓国人二世の子である在日韓国人三世の日本における居住に関する法的地位に関して、「一九六五年韓日協定」は、「第二条一 日本国政府は、第一条の規定に従い日本国で永住することを許可されている者の直系卑属として日本国で出生した大韓民国国民の日本国における居住については、大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から二五年を経過するまでは協議を行うことに同意する」と定めている。

従って、「在日韓国人三世の日本国における居住に関する法的地位」（以下、在日韓国人三世の法的地位）は、「一九六五年韓日協定」には定められていないのであり、

ただ「一九六五年韓日協定」の効力発生日（一九六六年一月一七日）から二五年を経過する一九九一年の一月一六日まで韓国政府の要請があれば日本国政府はそれに応じる、という義務規定がもうけられているのである。

これがいわゆる「九一年問題」であり、今後の在日韓国人の日本における法的地位を決めるということで、在日韓国人・朝鮮人にとっては何よりも重要な問題であろう。とくに、日本国政府にとって在日韓国人三世問題は、在日韓国人の法的地位に関する韓国政府との最後の会談になるだけではなく、今後の在日韓国人世代の日本国における法的地位を定めるというところで、将来の異民族集団、とくに在日韓国人・朝鮮人政策の方向付けになるものであることを考えると、非常に重みをもっている。

この「九一年問題」と呼ばれる在日韓国人三世の法的地位問題が、今日韓国政府の要請により日本国政府と協議が行われているのである。さらに、その問題に関しては、盧泰愚大統領の訪日を前にして、韓日双方の歩みよりにより、一応決着を見たというものの、韓日両国にとって今後の最も重要な政治的な課題であることに変わりはない。

その推移は関心をひくものであるが、そのまゝに、なぜ、在日韓国人三世の法的地位に関する規定が「一九六五年韓日協定」のときもつけられず、その規定に関して韓日両政府は協定発効の日から二五年もの猶予期間をおいたのであろうか、について疑問を持たざるを得ない。それに対しては、その当時、韓日双方の意見の相違により、問題解決を在日韓国人三世が生まれてくる約二五年後に延期したというような新聞報道はある。が、どのような双方の外交交渉によってそのような協定が結ばれるようになったかについての実証的な研究は見当らない。それは、いまだ韓日両国の政府によって関係資料が公開されていない現状によるものもあるであろう。しかし、一般の人は勿論研究者においても、その問題にあまり関心をはらってこなかった現実も指摘せざるをえないのである。

「一九六五年韓日協定」が結ばれるまでの在日韓国人三世の法的地位をめぐっての韓日交渉を実証的に考察することは、当時の韓日双方、とくに日本国政府の在日韓国人問題に対する立場を把握することができるし、一九五〇年代初期から「一九六五年韓日協定」前後の日本

国・日本社会と在日韓国・朝鮮人との関係を究明するにおいて欠くことのできない部分である。そういう意味で、本題に関する研究は意義があると信じる。

さらに、「一九六五年韓日協定」が結ばれ、発効してからすでに二五年がたとうとしているが、当時の在日韓国人の処遇及び法的地位、なかならず在留権に対する日本国政府の立場や世論の反応を考察することは、日本国政府や社会の異民族集団、とくに在日韓国・朝鮮人に対する認識がいかに変化しているかを確かめる格好の材料になると思う。それは、国際社会における日本国の政治的な指導力と、対外政策に影響を与える内在的な要因の中で最も重要な部分の一つであろう。

そこで、本稿では、韓日会談の交渉過程をたどり、「九一年問題」が決められるまでの韓日間の外交交渉過程を考察することにする。そして、それを通じて、日本国政府がその当時どのような在日韓国・朝鮮人政策をもとに在日韓国人の在留権問題に臨んでいたかについて考えてみることにする。さらに、在日韓国人の法的地位問題は、在日韓国・朝鮮人が日本社会のなかで日本人との様々な接触と衝突の中で生きている現実を考えると両民

族の感情的な側面を切り離して論じることができないと思う。そこで、韓日交渉に対して日本のマスコミはどのような反応を示していたかをも、考察することにする。

「一九六五年韓日協定」関連の資料は、日本国の外務省及び韓国の外務部によって公開されておらず、極めて限られている状況である。本稿は、このようなきびしい状況の中で、筆者が入手し得た韓国外務部による会議報告や会議録を主な資料として用いる。そして、本資料だけでは説明できない部分は、その他の新聞発表や研究書を参考にする。韓国語文献あるいは英語文献は筆者の訳により引用するが、筆者によらない場合は、特記する。

二 妥結なき交渉

在日韓国人の法的地位問題の起源

サンフランシスコの対日平和条約（一九五一年九月）は、日本国の戦後処理・再出発の基盤であったが、戦争犯罪に対する処罰としてよりは、戦後アメリカの極東アジア戦略の一つとしての性格が濃いものであった。⁽⁷⁾それが、遠因になって韓国は対日平和条約の署名国になることができなかった。⁽⁸⁾

その結果、韓国と日本国の両国は、対日平和条約の発効を前にして、平和条約の規定に入っていないかった戦後処理問題（とくに植民地時代に余儀なく来日し、戦後になっても祖国に帰ることができずに日本国に住み続けていた約五〇万の在日韓国・朝鮮人の問題など）を処理するため、直接交渉を行わざるを得なくなった。その直接交渉がアメリカ側の仲介によって始まり、韓日会談の幕を上げることとなったのである。⁽⁹⁾

韓日会談は、その予備会談が始まった一九五一年一月二〇日から一九六五年六月二二日の条約の調印まで、中止と再開を重ね七次にわたって行われたのであり、一四年にも及ぶものであった。それは、旧植民地国の韓国と日本国の利害が、戦後いかに対立していたかを物語っている。

韓日会談の中で、在日韓国・朝鮮人問題については、「在日韓橋法的地位委員会」⁽¹⁰⁾が構成され、協議が進められたのであり、日本国の植民地政策により渡日し、戦後になっても祖国に帰れず日本に在留するようになった約五〇万の在日韓国・朝鮮人とその子孫の(1)国籍問題(2)在留権問題(永住権と退去強制問題)(3)処遇問題(財産権、

職業権、教育、生活保障) (4)財産搬出と送金問題などが主題になった。この中で、在日韓国人三世の法的地位問題は、在留権問題に属するものである。

第一次韓日会談(予備会談・第一次韓日会談: 1951. 10/20~1952. 4/25)は、韓国側はヤン・ユチャン(梁裕燦)駐米韓国大使、日本側は井口貞夫外務次官(第一次会談は、松本俊一外務省顧問)が首席代表になって、その予備会談を入れて一九五一年一〇月二〇日始まった。

そして法的地位委員会はユ・ジンオ(兪鎮午)高麗大
大学長、田中三男出入国管理庁実施部長を首席委員に三
六次にわたって行われた。法的地位委員会では、最初、
在日韓国・朝鮮人の国籍問題が議題となった。第二次世
界大戦後の世界的な慣例から見たとき、戦前から日本国
籍を保持し、日本国で住み続けていた在日韓国・朝鮮人
には、彼等の中で日本国籍の保持を望むものには日本国
籍を与える(国籍選択権)べきであったと思う。⁽¹¹⁾そして、
日本国籍を望まないものには外国人としての法的地位を
与え、彼等の歴史的な背景を考え、一時的な特別措置を
韓国政府と協議するのが、戦後の在日韓国・朝鮮人問題

を解決する望ましい方法であったと思われる。そのよう
にしておけば、今のような在日韓国人三世の法的地位問
題が韓日両国の政治問題化することもなかっただろう。

しかし、日本政府は、在日韓国・朝鮮人に国籍選択
権を与えず、韓国側に、平和条約の発効をもって日本国
籍を離脱し韓国国籍を取得するという立場に立っていた。
それに対して韓国側も、在日韓国・朝鮮人の韓国籍は当
然のものとし、韓国の政府樹立(一九四八年八月一五日)
によって、韓国籍に回復した⁽¹²⁾、という立場を表明した。

つまり、日本国側と韓国側の双方の間には、在日韓国人
の国籍が一律に韓国籍であることには、何の意見の相違
も存在しなかったのである。

その結果、法的地位委員会では、日本国と特別な歴史
的背景をもっている在日韓国人にどのような外国人とし
ての法的地位と処遇を与えるかに問題の焦点がおかれる
ようになったのである。

在留権問題の背景

本稿の主題となる在日韓国人の在留権に関して言えば、
在日韓国・朝鮮人に国籍選択権が与えられなかった故、
かれらが外国人の地位におかれるようになったとは言え、

かれらが日本国での永住を望む場合、日本国側はかれらの既得権としての日本国永住を認めるべきであろう。

韓国側も、在日韓国人の既得権としての在留権を強調して次のような見解を提示した。つまり、(1)太平洋戦争後、合法的に日本国に入国したものを外国人として取り扱う出入国管理令を適用するのは当然である。しかし、(2)戦前から継続して居住する者には、一般外国人とは違い、無条件に永住権を認定する。⁽¹⁴⁾つまり、韓国側は、終戦以前から日本国で在留している者に限って特別取扱を要求するものであった。

しかし、日本国側は、在日韓国人の特殊な歴史的背景は重視せず、一般外国人とならば相違なしに、在日韓国人に対する永住権の付与および制限を日本の国内法の「出入国管理令」を基準に取り扱う、と主張した。つまり、「日本国の出入国管理令は一切の外国人に適用されるのであり、その内容が国際法の一般原則に違反しない以上、いかなる外国人もこれに服従しなければならぬ⁽¹⁵⁾」という立場に固執した。

出入国管理令は主に、日本国へ入国しさらに日本国から出国する外国人の出入国を管理する政令で、外国人の

日本国における在留及び追放は、出入国管理令の規定に従い日本国政府の一方的な判断によって決められる。

しかし、新たに日本に入国するのではなく、戦前から日本に住み続けていた在日韓国人にそれを適用することは、法的にそもそも不可能なことである。⁽¹⁶⁾もし日本国側の主張どおり、在日韓国人に出入国管理令が適用されることになること、在日韓国人の既得権としての在留権の意味はなくなるのであり、日本国政府の意のままに在日韓国人の日本国からの退去強制が可能になるわけで、在日韓国人に対する管理権を、完全に日本国政府が握ることになる。

日本国政府は、連合軍による占領の時代に、出入国管理令を立案した際、在日韓国・朝鮮人および台湾人に入国管理令を適用しようと試みたことがあったのである⁽¹⁷⁾が、連合軍総司令部によって拒否されたいきさつがある。

このように、当時日本国側が在日韓国人に出入国管理令を適用しようと固執したのは、戦後の日本国政府の在日韓国・朝鮮人政策を反映したものであり、それは、一般世論の在日韓国・朝鮮人に対する認識にも支えられていたと思われる。日本国政府は在日韓国・朝鮮人を日本

国から韓半島(朝鮮半島)へ送還するものがもっぱらの関心事であった。さらに戦後の在日韓国・朝鮮人運動に対して大きな懸念を表明していた日本国政府は、在日韓国・朝鮮人を日本から退去させるまで、いかに統制・管理するかに関心が向けられていたのである。⁽¹⁸⁾ それに敗戦により将来の見通しが立たない日本人にとって、祖国の独立で喜んでいた在日韓国・朝鮮人に対して反感を抱いたことは想像にかたくない。⁽¹⁹⁾ なおかつ、日本国政府が、戦後の日本社会の政治や経済の諸混乱がまるで在日韓国人が最も重要な原因のように宣伝し、そのような国民感情に油を注ぐこと⁽²⁰⁾によって、在日韓国・朝鮮人政策を正当化したと見る事ができる。

条約に至らなかった協定案

以上のように、日本側は在日韓国人に対する出入国管理令の適用を主張したのに対して、韓国側は、在日韓国人の在留権は日本国の国内法である出入国管理令により決める性格のものではないと反論することによって、韓日双方は、在日韓国人に対して出入国管理令を適用するか否かに関する原則論を巡って対立し、結論に至ることができなかった。結局日本国側の代表が双方の根本的

原則から実質的な協議にはいることを提案し⁽²¹⁾、永住権を付与するための特別措置に関して協議がすすめられた。

その結果、日本国側は、一九六五年一月一八日、戦前から引き続き日本国で在留している在日韓国人の「永住許可の申請があった場合、日本国当局は外国人登録により正式に登録をしている者に」対して永住許可を認め⁽²²⁾、という提案をした。そこで、韓国側のキム・トゾン(金東祚)が、在日韓国人の子孫問題と関連して、永住を得たものの子孫たちの永住権に対して日本国側に質問したところ、その子孫にも勿論永住権を認めるといふ答えが戻ってきたのである。⁽²³⁾

以上のような日本国側の案に対して、韓国側は、永住許可は永住権を持っている在日韓国人の直系卑属にまで波及するように、との協定を結ぶことを提案した⁽²⁴⁾のであるが、日本国側は、直系卑属にも永住権は認めるが、特定国に対して、このような「当然」なことを協定することはできない⁽²⁵⁾といつて、協定内容として規定することに反対した。

このように、在日韓国人の子孫の永住権を協定するか否かをめぐって双方の意見が分かれていた。同協議を通

して双方によって合意された協定案（一九五二年四月一日）には、結局日本国側の意見が反映されたく、子孫の永住権に対する規定は入っていない⁽²⁶⁾。しかし、上記のように、子孫の永住権に対して日本国側が当り前のこととして受け取っていたとみることが出来る。

日本国側が、当時、戦前からの在留者はもちろん、その子孫にまで永住権を与えることに対して、なぜすなおに同意したかについては、次のような解釈が考えられる。

第一に、第一次韓日会談当時は、朝鮮戦争が続いており、韓国社会も非常に混乱する時期で、韓日関係も好転しない時期であった。従って在日韓国・朝鮮人が日本国に残るか、あるいは帰国するかについての将来の予測ができない状態であった。それは、韓日両政府はもちろん在日韓国・朝鮮人自身も分からないところであったのである⁽²⁷⁾。このような状況の中で、韓日会談の実務者たちにとって、まだ存在もしない子孫の在留権問題は重要な関心事ではなかったと見ることが出来る。

第二に、戦前から日本国に在留していた在日韓国・朝鮮人に国籍選択権を与えなかったゆえ、かれらの既得権としての日本国での永住を拒むことができない。さらに、

道義的にその子孫の永住をも認めざるを得ない。そのような状況の中で日本国側は、在日韓国・朝鮮人に永住権を与える代わりに、退去強制に関しては、韓国側に、日本国の出入国管理令の規定を基準にするという極めて強い立場で臨んでいた⁽²⁸⁾。つまり、在日韓国人に永住権を与えても、広範囲の退去強制の規定が適用できれば、その永住権は有名無実のものになり、日本国政府の退去強制権をもって在日韓国人の統制・管理ができるわけである。

以上のように、在日韓国人の子孫の在留権の規定に関しては、双方の意見に相違があったけれども、戦前から引き続いて日本国で居住する在日韓国人とその子（子孫）が日本国での永住を望む場合、手続きだけで永住権を認めることは合意に達していたのである。

かくして、在日韓国人の在留権のほか、他の諸問題においても双方の意見が近寄ることによって、法的地位委員会では「在日韓国人の国籍及び処遇に関する協定案（一九五二年四月一日）⁽²⁹⁾」までつくられた。

しかし、各議題に関する他の委員会での双方の見解が顕著に異なり、特に請求権問題において日本国側が在韓日本財産に対する請求権を主張することによって会談は

一九五二年四月決裂してしまった。⁽³⁰⁾

在日韓国人の退去強制問題と日本国側の態度の変化

その後、日本国は一九五二年四月二八日、平和条約の発効とともに国際社会に復帰した。日本国政府は平和条約の発効とともに、当時まで、場合によっては日本人、場合によっては「朝鮮人」と使い分けていた在日韓国・朝鮮人の国籍に対して、⁽³¹⁾「第2条(a)日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権限及び請求権を放棄する」という平和条約の規定を根拠に、法務府民事局長の通達をもって、一方的に在日韓国・朝鮮人の日本国籍を剝奪した。⁽³²⁾ その結果、在日韓国・朝鮮人は、外国人の地位におかれるようになったのである。しかし日本国政府は、終戦前から引き続き在留する朝鮮人・台湾人との平和条約発効日まで出生したそれらの子に対しては、法律一二六号を公布し、別に法律で定めるまで(例えば、韓日会談によりその法的地位が決まるまで)の間は、在留資格を有することなく、引き続き在留ができるように措置を取ったのである。⁽³⁴⁾ 日本国政府としては、在日韓国・朝鮮人を一方的に外国人の地位においたとはいえ、在日韓国・朝鮮

人と台湾人の歴史的な背景を無視して、一般外国人の地位におくことはできなかったであろう。

対日平和条約発効後においても、漁業問題や「独島」(日本名は「竹島」)問題をして在日韓国人の強制送還問題などにより、相変わらず険悪な雰囲気包まれていた韓日関係を懸念していた米国政府は、翌一九五三年一月一五日イ・スンマン(李承晩)大統領をマーク・クラーク連合軍司令官の招待で日本国に招き、吉田首相との会談を仲介した。その結果一九五三年四月一五日から第二次韓日会談(1953, 4/15~7/23)が、キム・ヨシシク(金溶植)駐日公使と久保田貫一郎外務省参与が首席代表になって、再開された。⁽³⁵⁾

しかし、第二次韓日会談での法的地位委員会(首席委員はホン・ジンキ〔洪瑾基〕法務部法務局長と鶴岡千俣法務省入国管理局次長)での議論は、主に退去強制をめぐっての双方の主張が交わされた。それは、平和条約発効後、韓国側が、従前まで受け取っていた日本国からの強制送還者(不法入国や犯罪者など)の中、戦前からの在留者に対して、法的地位が不確定であることを理由にその受取を拒否したからである。⁽³⁶⁾ それによって、六次に

わたって開かれた法的地位委員会では、自然に在日韓国人の退去強制問題が協議の焦点になったのである。その結果、在日韓国人の在留権に関する議論はあまり行われなかった。その中で、日本国側は、「(1)前科者に対しては原則的に日本社会では居住できない趣旨下で、一定期間に限って居住を許可し、その品行の状態をみて居住期間の延長を認めることとし、また、(2)未成年者に対しては、とりあえず年限を設定してその居住を許可し、成年以後において付与される居住上の地位に関しては、日本国政府の一方的判断によってそれを決定したい」という第一次韓日会談の時とは完全に異なる提案をしたのである。

このような提案は、第一次韓日会談のとき両国の間で成立した協定案よりもむしろ制限をおくものである。つまり、第一次韓日会談のときは、永住を望む在日韓国人には永住権を与え、協定発効後、犯罪者や貧困者に退去強制の規定を適用させることであった、しかし、本会談での日本国側の提案は、前科者であれ戦前からの居住者としての既得権である在留権を制限するどころか、日本国生まれの在日韓国人の在留権を日本国政府が一方的に

決めるといふ独断的なものをさらに付け加えたのである。

このような強硬な態度で望んだ理由は、まず、韓半島(朝鮮半島)における情勢不安が長引くことによつて當時在日韓国・朝鮮人の祖国への帰還の傾向が余り見られない状況の中で、当然その子孫の問題が、重要関心事として浮かび上がってきたことが考えられる。在日韓国・朝鮮人の祖国への送還を基本政策としていた日本国政府の立場から見たとき、その子孫になんの審査もしないで手続きだけで永住権を与えることは考えられないことであろう。次は、韓国側が退去強制者のうち戦前からの在留権を受けいれなかったことに對する反発とみることが出来る。つまり、韓国側が、在日韓国人の退去強制に協力できないなら、在日韓国人の永住権の付与に制限を加えるという日本国側の立場の表明としての性格をもつていた。第一次韓日会談でも述べたように、日本国側は永住権の付与と退去強制を表裏一帯のものとして韓国側に主張したのであり、このような主張はまさに、韓日会談の最後まで一貫するものであった。

日本国側の強硬な態度に對して韓国側は、日本国側の提案は、いまから新たに永住を許可するのではなく過去

から日本国で在留していた韓国人の永住権を確認するという基本趣旨から離れていることを取り上げ、日本国側が韓日協定成立前の前科者にも在留権の制限をしようとしたのに対して反対した。そして、「真正な悪質分子」⁽³⁸⁾に対しては、むしろ韓国側がその退去を要求するから、前科者を含めてすべての在日韓国人に対して一律的に永住権を付与するよう、主張したのである。⁽³⁹⁾

第二次韓日会談は、全般的に第一次韓日会談より進展があったものの、具体的な討議には入ることができず、一九五三年七月二四日に無期限休会にはいる。⁽⁴⁰⁾

そのような状況の中で、韓国の主張する「平和線」(「李ライン」)を犯した日本人漁夫と漁船が韓国の警備船によって逮捕される数が増え続けた。そこで日本国側が会談を提起し、一九五三年一〇月六日から東京で、金溶植と久保田貫一郎を首席代表に第三次韓日会談(1953.10/6~10/21)が開催される。同会談では平和線問題と財産請求権問題などが主に討議されたのであるが、いわゆる「久保田発言」⁽⁴¹⁾で、会談開催からわずか二週間の一〇月二一日から、韓日会談は完全決裂状態に陥ってしまったのである。⁽⁴²⁾ 法的地位に関する協議も過去の協議内

容を確認するだけで、終わった。

「在日韓人」の範囲と在日韓国・朝鮮人の北送問題

久保田発言により、両国の関係は完全に冷却し、会談再開のため様々な試みがなされたのであるが再開まで辿り着くことはできなかった。その間、韓国側による平和線を犯した日本漁船と漁夫の拿捕と、日本国側による大村收容所⁽⁴³⁾の退去強制対象の抑留韓国人の数が増え続けた。これらの問題を解決するため、両国は会談再開のため接触を重ねた結果、第三次韓日会談が決裂してから五年近くの年月がたった一九五八年四月一五日から東京で第四次韓日会談(1958.4/15~1960.4/15)が、イム・ピョンジク(林炳稷)国連代表部大使(のちにホ・ジョン〔許政〕元国務総理代理)と沢田廉三外務省顧問を首席代表として開催されたのである。⁽⁴⁴⁾

第四次韓日会談における法的地位委員会(韓国側首席員:ユ・テハ柳泰夏駐日代表部公使↓チェ・キュハ崔圭夏駐日代表部参事官↓柳鎮午、日本国側:勝野やすすけ↓平賀健太法務省民事局長心得)は、一九五八年一二月二〇日年末休会にはいる前に一五回、一九五九年八月一二日会談の再開から第四次会談の中止まで七回開催され

た。

第四次韓日会談に臨んで、日本国側は法的地位委員会の協議の対象になる「在日韓人」というのは、第二次世界大戦の終了前から日本国に住み続けてきた韓国人⁽⁴⁵⁾で、終戦の時まで日本国籍をもっていたかれらの法的地位と、終戦後に生まれた在日韓国人の子孫の法的地位は異なるものであることを主張した。つまり、日本国側は、終戦当時まで日本国籍をもっていた在日韓国人にだけ特別な法的措置があたえられるということで、その子孫の問題は別であることを、今までとは違って明確に打ち出したのである。日本国側のこのような態度は、在日韓国人の子孫の問題が、韓日双方の重要な議題になりつつあることを意味している。

それに対して、韓国側は法的地位委員会第九次会议で在日韓国人の法的地位と処遇に関する協定草案を日本国側に提出したのであるが、その中で永住権問題に対する骨子を見ると

「一『在日韓人』というのは、第二次世界大戦終結以前から同協定発効まで引き続き日本に居住する韓国人と彼等の子孫を意味すること。

三 同協定発効以後二年以内に永住権を申請する韓人に対しては、日本国政府はなんらの審判もせず、また手数料も受けず無条件で永住権を付与すること⁽⁴⁷⁾」

となっている。このような韓国側の草案で注目すべきことは、その「子孫」も「在日韓人」の範囲に入り、その「子孫」にも当然、永住権を付与すべきであるということを規定している。

これに対して日本国側は「在日韓国人の特殊な地位や処遇を考慮する理由は、終戦の結果、特殊な事情によって国籍が変わらなければならない彼らに救済措置 (welfare measure) の必要があるからである」と述べ、「在日韓国人の子孫には彼等と同様の地位と処遇を与える何ら特別な理由 (any particular reason) も存在しない⁽⁴⁸⁾」と主張した。そして、その「子孫」は条約文から消すべきであると韓国側に見解を述べた。

このような主張に対して韓国側は、在日韓国人の特殊な歴史的背景からみたととき、在日韓国人の現在の苦境と貧困の責任は確かに日本国にあるから、在日韓国人に特殊な処遇をするのは「救済措置」が必要であるからでは

なくて、それは日本国の在日韓国人に対する道義的責任であり、もし在日韓国人に永住権が与えられた場合、戦前からの在日韓国人よりも、生まれたときから母国と關係を持っていない在日韓国人子孫は、地縁中心的にみれば日本国籍が与えられるべきである⁽⁵⁰⁾といつて、在日韓国人の子孫に対しても永住権を与えるべきであることを強く主張したのである。

以上のように、在日韓国人の子孫の永住権に対する双方の見解は、完全に対立していた。その対立は、後述するように、まさに本会議に臨む双方の基本姿勢の相克に起因するものであった。

上記のように、法的地位委員会はもちろん、他の委員会においても協議の進展があまり見られず双方の意見対立のまま、会談は一九五八年一月二〇日から無期限の年末休会に入った⁽⁵¹⁾。

翌年の一九五九年初め、日本政府は北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)が要求していた在日韓国・朝鮮人の北朝鮮への帰還・送還(以下・北送と略す)を決定し、同年八月一日インドのカルカッタにおいて「日本赤十字社と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間における

在日朝鮮人の帰還に関する協定」に調印した。日本政府が北朝鮮と在日韓国・朝鮮人の北送交渉を始めてから、韓国政府は会談開催を拒否しながら日本政府に在日韓国・朝鮮人の北送を中止するよう求めたのであるが、日本政府は「居住地選択の自由」という「人道的な立場」をかかげて北送計画をそのまま推進した⁽⁵²⁾。やむなく、韓国政府は韓日会談を通じて北送問題を解決しようという意図で会談再開を提起し、一九五九年八月十二日に会談は再開された⁽⁵³⁾。

韓日關係が極めて険悪な雰囲気の中で、法的地位委員会では在日韓国・朝鮮人の韓国への帰還問題が主な焦点となった。在日韓国・朝鮮人の北送への対応策を計りたい韓国側の意図によるものであった。

在日韓国・朝鮮人の北送問題で焦りを見せる韓国側に対して、日本国側は、休会に入る前に双方によって対立していた在日韓国人の在留権問題を解決するため、双方の意見を明確にすべく、まず在日韓国人の範囲、とくにその子孫の具体的定義を韓国側に要求した⁽⁵⁴⁾。

しかし、韓国側は、在日韓国人の子孫にも永住権が与えられるべきであるという従来の主張を繰り返し⁽⁵⁵⁾、「直

系卑属を子孫の範囲にするのが適当な案である⁽⁵⁶⁾という、それ以上の具体的な見解を表明しなかった。

それに対して日本側は「その『子孫』の範囲は日本で生まれてから継続して日本国で在留する直系卑属に限られると考える。…さらに、かれらは韓人定住者の父の嫡出子 (legitimate issue) でなければならぬ⁽⁵⁷⁾」という子孫の範囲に対する日本側の見解を出しながら、韓国側に繰り返し見解を求めたのであるが、在日韓国・朝鮮人の北朝鮮への送還問題に気を取られていた韓国側はその回答を延ばしたのである⁽⁵⁸⁾。それは、在日韓国・朝鮮人の北送問題に対する韓国政府の焦りによるものであった。無策の在日韓国・朝鮮人政策に対する激しい批判が国内で沸騰する中で、どうか、北送を阻止できるような、あるいはそれに対抗できるような糸口を見いだしたいのが、韓国側の願いであったといえよう⁽⁵⁹⁾。しかし、韓国側は、在日韓国・朝鮮人の北送を阻止するため、在日韓国・朝鮮人の集団帰還と彼等に対する日本国政府の補償金問題をめぐって意見を交換したのであるが結局失敗に終わった⁽⁶⁰⁾。それから、在日韓国・朝鮮人の北送が確実視される状況の中で、第四次韓日会談は、一九五九年一

月一日の会談を最後に中断されてしまった⁽⁶¹⁾。

その後、米国の仲介によって一九六〇年四月十五日、会談が再開されたのであるが、四月十九日、韓国の学生運動によって李承晩政権が倒れるに及び、会談はまた中止されたのである。

(1) 韓日協定の対象となる日本在住の韓国籍の者は在日韓国人と表記し、韓国籍、朝鮮籍を含めて表すときは在日韓国・朝鮮人と表記する。さらに、「在日韓橋」、「在日韓人」という名称も出てくるのであるが、韓日会談のときはその用語が用いられており、引用のときはそのまま表記する。

(2) 本稿では、「一九六五年韓日協定」における在日韓国人を表すときは漢字を用いて在日韓国人一、二、三世と表記し、一般的な広い意味として在日韓国・朝鮮人を表すときは、算用数字を用いて在日韓国・朝鮮人1、2、3世と表記する。

(3) 鹿島研究所編『日本外交主要文書・年表(1)一九六一—一九七〇』(原書房、一九八四年)、五九六頁。

(4) 同上、五九七頁。

(5) 在日韓国人三世の法的地位問題の対象は、「一九六五年韓日協定」による永住権者の直系卑属の者なので、韓国籍の者だけになる。しかし、在日韓国人三世の法的地位は、今後「朝鮮籍」の者にも影響を与えるものと考えられる。

(6) 『朝日新聞』(一九九〇年五月一日)。

(7) 対日平和条約へ向けての日米を中心とした各国の交渉の動きに関しては、細谷千博『サンフランシスコ講和への道』(中央公論社、一九八四年)参照。

(8) 細谷千博(同上書、二二五頁)と西村熊雄『日本外交史 第二七卷サンフランシスコ平和条約』(鹿島研究所出版会、一九七一年、一一四頁)は、米国が当初、韓国側の要求もあることから平和条約の署名国に韓国を入れる方針であったのであるが、日本国側の「朝鮮は平和条約の発効によって独立を回復するものであり戦争関係にもないこと、また、連合国として取り扱われれば、在日朝鮮人は連合国人の地位を取得することになり、これから生ずる社会的困難は深刻であろう」という主張を受け入れることによって、結局、韓国は平和条約の署名国になれなかったという見方を示している。日本国側の主張が、韓国が平和条約の署名国になれなかった重要な要因として働いたことは十分考えられるものであり、かくして、かつて被植民地国として抑圧を強いられた韓国の立場よりも、共産主義勢力に対する防波堤の役割を果たす日本の立場を優先したとみることが出来る。

(9) 吉沢清次郎監修・鹿島平和研究所編『日本外交史 第二八卷 講和後の外交(一) 対列国関係(上)』(鹿島研究所出版会、一九七三年)、三三三～三九頁参照。

(10) 在日韓国人問題は、韓日双方によって「在日韓橋法的地位委員会」(第一次韓日会談)という委員会が構成され

協議され始めたのであるが、その名称はその後、「国籍及処遇分科委員会」(第二次日韓会談)、「在日韓人法的地位委員会」(第四次、五次、六次韓日会談)などに変わっている。本稿では「法的地位委員会」と統一して表記する。

(11) 大沼保昭「在日朝鮮人の法的地位に関する一考察」(一六)、『法学協会雑誌』九六卷三号、九七卷四号、一九七九年～一九八〇年)参照。さらに、国際法的な解釈を借りるまでもなく、一九四五年一月日本外務省内に設置された「平和条約問題研究幹事会」が作成した「対日平和条約想定大綱」においても、在日韓国・朝鮮に国籍選択権が与えられることを想定していたことがあるし、国会でも議論されていた。しかし、日本政府は、その後、方針が変り、平和条約発効とともに日本国籍の剝奪という一方的な措置をとったわけである。どのような政治的経路を経て、そのような措置を取るようになったかについての実証的研究は、今後の研究課題でもある。大沼保昭、同上書、九七卷二号、一〇八～一〇九頁、田中宏「不条理な在日朝鮮人政策の成立―『日本国籍喪失』の論理にひそむもの―」(『季刊三千里』八号、一九七六年一月)、松本邦彦「在日朝鮮人の日本国籍剝奪―日本政府による平和条約対策研究の検討―」(『法学』、東北大学法学会、第五二巻第四号、一九八八年)参照。

(12) 第二次在日韓橋法的地位分科委員会(一九五一年一月三十一日)経過報告(韓国外務部『第一・二・三次韓日会

談 在日法的地位問題委員會會議録(一〇)一三頁。

(13) 第三次在日韓橋法的地位分科委員會(一九五一年一月二日)経過報告、同上資料、二三、二四頁。

韓日双方は、在日韓国・朝鮮人の韓国籍への回復ということには意見が一致していたものの、その時点をめぐって対立した。つまり、日本国側は、平和条約発効によって韓国籍に回復したと主張したのであり、韓国側は、韓国の政府樹立によって回復したと主張した。結局、第一次韓日会議では、その時点に対して双方は合意に達することができず、一方が他方の法的措置を認めることで決着をみ、その「時点」は協定文にいれないことにした。

「在日韓人の国籍及び処遇に関する協定案(一九五二・四・一)

第二条 一 大韓民国は、在日韓人が大韓民国国民であることを確認する

二 大韓民国及び日本国は、この協定の効力発生日に至るまでのある時期における韓人及び日本人相互に亘る身分関係に関し、ある一方の当事国の法令に適用することによってすでに発生した効力を認める(同上資料、四一四頁。

ちなみに、「一九六五年韓日協定」には、在日韓国人の国籍に関する規定はない。

(14) 第四次在日韓橋法的地位分科委員會(一九五一年一月七日)経過報告同上資料、五二頁。

(15) 同上資料、五三、五五頁。

(16) 大沼保昭「在日朝鮮人の法的地位に関する一考察(四)」『法学協会雑誌』九七卷二号、一〇〇、一〇二頁。

(17) 森田芳夫「在日朝鮮人処遇の推移と現状」(湖北社、一九七五年)原本は「法務研究報告書」第四三集三号、一九五五年一〇月、一二四頁。

(18) 朴在一「在日朝鮮人に関する総合調査研究」(新紀元社、一九五七年)一五七、一五九頁、佐藤勝巳「日本政府・日本人の朝鮮観—戦後の見取り図—」(『朝鮮研究』一九五号、一九七九年一月)、四、七頁。

(19) 一九四六年八月一七日、進歩党の椎熊三郎衆議院議員の国会での次のような発言は、当時の日本人の在日韓国人に対する認識をうかがわせる代表的なものである。

「終戦ノ瞬間マデ、同胞トシテ、共ニ此ノ國ノ秩序ノ下ニ生活シテ居ツタ者ガ、直チニ交ツテ恰モ戦勝国民ノ如ク、而モ勝手ニ鉄道ナドニ専用車ナドト云フ貼紙ヲ附シタリ、或ハ他ノ日本人ノ乗客を輕蔑圧迫シ、見ルニ堪ヘザル凶暴ナル振舞ヲ以テ凡ル悪虐行動ニ出デテ居ルト云フ事実ハ、全ク驚クベキモノガゴザイマス(拍手)諸君、此ノ朝鮮人、台湾人等の最近マデノ見ルニ堪ヘザル此ノ行動ハ、敗戦ノ苦シミニ喘ギ来ツタ我等ニ取リマシテハ、正ニ全身ノ血液ガ逆流スルノ感情ヲ持つツノデアリマス(拍手)」

(2) 第九〇回帝國国会衆議院議事速記録第三〇号、官報

(59) 在日韓国人三世の法的地位と「一九六五年韓日協定」(一)

号外 昭和二十一年八月一日、『帝國議會衆議院議事速記 録八二』東京大学出版会、一九八五年、四五三頁。

さらに、当時の新聞の論調に関しては、「戦後の新聞にみる『朝鮮人』」(『季刊 三千里』二五号、一九八一年二月) 参照。

(20) エドワード・ワグナー著、外務省アジア局北東アジア課訳『日本における朝鮮少数民族 1904年〜1950年』(本書は Edward W. Wagner, *The Korean Minority in Japan, 1945—1951* を外務省が内部資料として、1951年に訳したものである)、八三〜八五頁。

「註18」の権熊三郎議員の発言もその一つであろう。

(21) 第一二次在日韓橋法的地位分科委員会(一九五一年一月三〇日) 経過報告、同上資料、一二九頁。

(22) 第一八次在日韓橋法的地位分科委員会(一九五一年一月一八日) 経過報告、同上資料、二一六頁。

(23) 同上資料、二二二〜二三頁。

(24) 第二二次在日韓橋法的地位分科委員会(一九五二年一月一六日) 経過報告、同上資料、二五一頁。

(25) 同上資料、二五七頁。

(26) 第三六次在日韓橋法的地位分科委員会(一九五二年四月一日) 経過報告、同上資料、四一三〜四一四頁。

「在日韓人の国籍及び処遇に関する協定案(一九五二・四・一)

第一条 この協定において在日韓人というのは、太平

洋戦争の戦闘が終始された日以前から引き続き日本国に住所をもっている韓人をいう。……

第三条

一 日本国は、在日韓人がこの協定の効力発生日から2年以内に大韓民国政府の発給する登録証明書を添付して日本国政府に永住許可を申請するときはこれを許可する」

(27) 「……一九六五年に韓日協定が結ばれたのですが、それまで法的に不安定で、国に帰るか、日本で永住するのか、それすら民団でも方針が決められなかったわけです。」(洪正一・民団大阪本部民生部長の話、共同新聞、一九七六年一月一日)。

(28) 在日韓国人に永住権が与えられるならば、いかなる理由によっても、かれらに退去強制の規定を適用してはいけなからう。なぜなら、日本国に生活の根拠を置いていくかれらに、一定犯罪をおこしたとして、祖国に強制的に退去することは、日本人の犯罪者を国外に強制退去するのと同じことで、非人道的行為であると言わざるを得ない。

(徐龍達「退去強制処分の不当性」、徐龍達編著『韓国・朝鮮人の現状と将来——人権先進国・日本』への提言』社会評論社、一九八七年、所収、六三〜六九頁)。

韓国側は、最初、極左の共産主義者を除いては退去強制の適用を拒否したのであるが、日本国側の強硬な立場や在日韓国・朝鮮人の貧困状態などの理由により、その適用範囲を広げざるを得なかった。金太基「在日韓国人の集団ア

イデンテイテイ」(一九八八年度修士学位取得論文)、四七
五〇頁。

(29) 第三六次在日韓橋法的地位分科委員会(一九五二年四月一日)経過報告、前掲資料、四一三〜四一九頁。

(30) 吉沢清次郎、前掲書、四六〜四八頁。

(31) 森田芳夫、前掲書、七四〜七八頁。

(32) 鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表』(一)一九四一〜六〇(原書房、一九八三年)、四二〇頁。

(33) 森田芳夫、前掲書、一一〇〜一一四頁。

(34) 同上書、一六〇頁と吉沢清次郎、前掲書、四九頁、さらに島山学「在日韓国人の法的地位をめぐる諸問題の研究」(法務総合研究所『法務研究』執告書第七四集第五号、一九八八年三月)、一一〜一五頁。

(35) 吉沢清次郎、前掲書、五一〜六一頁。

(36) 同上書、五〇頁。

(37) 第四次国籍異処遇分科会議(一九五三年六月五日)経過報告書(韓国外務部『第一・二・三次韓日会談 在日法的地位問題委員会会議録』、四九九頁)。

(38) 積極的な共産主義活動家を指すものとして韓国側が表現した。

(39) 第四次国籍異処遇分科会議(一九五三年六月五日)経過報告書、前掲資料、五〇二〜五〇八頁。

(40) 第二次会談が無期限休会に入った理由に関しては、「その時(会談が進展を見せている途中：筆者註)、韓国統

一問題に関して『ジュネブ』にて政治会談が開かれるようになって、日本国側はこの政治会談を前に、韓国の政治情勢を観望する目的で休会を提議」(韓国政務局亜州課「第六次韓日会談関係資料・韓国政府は久保田発言を「久保田妄言」という表現で表している。(韓国政務局亜州課「第六次韓日会談関係資料・韓日会談の概観と諸問題」)、七四頁。

一問題に関して『ジュネブ』にて政治会談が開かれるようになって、日本国側はこの政治会談を前に、韓国の政治情勢を観望する目的で休会を提議」(韓国政務局亜州課「第六次韓日会談関係資料・韓国政府は久保田発言を「久保田妄言」という表現で表している。(韓国政務局亜州課「第六次韓日会談関係資料・韓日会談の概観と諸問題」)、六七頁)した、という見解と「会談は頁の間休むことにして七月二四日休会となった。ときあたかも三年余に及ぶ朝鮮動乱の休戦協定が板門店において調印される(七月二七日直前であり、日韓双方ともにこの新しい事態の推移をみてから交渉を練り直す意図があったとみられる。)(吉沢清次郎、前掲書、六二頁)」という異なる見解がある。

(41) 韓国政府は久保田発言を「久保田妄言」という表現で表している。(韓国政務局亜州課「第六次韓日会談関係資料・韓日会談の概観と諸問題」)、七四頁。

(42) 久保田発言の内容や会談決裂の過程に関しては、真崎光晴『国際問題シリーズ第27巻 日韓交渉』(日本国際問題研究所、一九六二年)、八〜一二頁と吉沢清次郎、前掲書、六二〜六五頁。

(43) 大村収容所は主に在日韓国・朝鮮人犯罪者のなかで強制退去の対象になる者を強制退去させるための収容所である。大村収容所及び当時の強制退去の状況に関しては、森本芳夫、前掲書、一六四〜一八四頁。

(44) 吉沢清次郎、前掲書、六六〜七三頁。

(45) 2nd Session (1958, 26 May), *The Meeting of the Committee on Legal Status of the Korean Residents in*

(61) 在日韓国人三世の法的地位と「一九六五年韓日協定」(一)

- Japan (韓国外務部「第四次韓日会談会議録：在日韓人法的地位吳漁業・平和線委員会」：本会議録の表紙は韓国語と漢字で表記されているが、会談の内容は英語になってゐる) p. 10.
- (46) *ibid.*, 4th Session (1958, 2 Jun.), pp. 33—34.
- (47) 『共同新聞』(一九八〇年四月一日)、『共同新聞』一九八〇年三月二五日、四月五日、四月一五日の三回に分けて、韓国外務部政務局「外交機密・韓日会談略記」(第四次韓日会談までの内容)の中で、特に在日韓国人の法的地位問題に関する部分だけの要旨を連載した。
- (48) 12th Session (1958, 19 Nov.), *op. cit.*, pp. 127—128.
- (49) *ibid.*, 10th Session (1958, 28 Oct.), p. 98, 14th Session (1958, 10 Dec.), pp. 180—181.
- (50) *ibid.*, 11th Session (1958, 12 Nov.), p. 114, 13rd Session (1958, 28 Nov.), pp. 145—147 17th Session (1959, 10 Sep.), pp. 305—206.
- (51) 吉沢清次郎、前掲書、七四〜七五頁。
- (52) 在日韓国・朝鮮人の北朝鮮への帰還の過程及びその状況に關しては、厚生省援護局「引揚げと援護三十年の歩み」(きょうせつ、一九七八年)、一五七〜一六七頁、山村睦「北朝鮮帰還が在日朝鮮人運動において果たした役割と問題点」(社会運動研究会『公安情報』第三三〇集、一九七八年一月)、一七〜四三頁、吉沢清次郎、前掲書、七四〜七八頁参照。
- (53) 韓国政務局亞州課「第六次韓日会談關係資料・韓日会談の概観吳諸問題」、七八〜八二頁。
- (54) 17th Session (1959, 10 Sep.), *op. cit.*, pp. 201—204.
- (55) *ibid.*, pp. 205—206.
- (56) *ibid.*, p. 297.
- (57) *ibid.*, 20th Session (1959, 14 Oct.), p. 241.
- (58) *ibid.*, 21st Session (1959, 29 Oct.), pp. 256—257.
- (59) 吉沢清次郎、前掲書、七八頁。
- (60) 韓国政務局亞州課「第六次韓日会談關係資料・韓日会談の概観吳諸問題」、八二〜八三頁。韓国外務部政務局「外交機密・韓日会談略記」によると、在日韓国人の韓国への帰還について諸措置について「大体的な合意をみたもので、帰還者に対する補償金問題に關し日本側は、非公式的には一世帯当り千五百ドル(韓国側は二千五百ドル)を支払うことに同意したが、その支払方法において日本側は、米國政府に対し、同金額を韓国側に前払いしてくれば韓日間の諸懸案問題が解決され、国交が正常化した後に、同金額を米國政府に清算することを提議し、米國政府も当初これに応ずるかのようにであったが、その後米國務省の態度変更でこの提議は、結局失敗に喫し韓日間の交渉も中断してしまつた。」と云う。(『共同新聞』一九八〇年四月一日)
- (61) 吉沢清次郎、前掲書、七八〜八〇頁。